

米トレサビリティ法
スタート

2011年7月1日より

お米の
加工食品も
対象に!!

お米の産地が わかります!

「産地」のかわりに、「産地を知ることができる方法」
(電話番号、Webアドレス、店員へのお問い合わせ等)が
表示・掲示されている場合もあります。



対 象 品 目

米穀(玄米・精米等)、米粉、もち・だんご、
米菓、清酒、単式蒸留焼酎、みりんなど

一部義務の対象外の商品があります。

🔍 対象品目など詳細はこちらから!!

米トレサ法

検 索

農林水産省